

教員の懲戒処分について

市立中学校教員が授業時間中に教室内で生徒に近づきカッターナイフの刃を向けた事案が判明し、当該教員に対し懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
花見川区 中学校	教諭	29歳	男	停職 6月

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
花見川区 中学校	校長	57歳	男	減給10分の1 1月

2 処分年月日

令和2年1月20日(月)

3 事案概要

令和2年1月8日(水)、1学年の生徒指導を担当していた被処分者(当事者)は、2校時、担当する理科の授業中、前日に見つけられた当該教室のアルミニウム製の窓枠の落書きについて、生徒に指導をする際、被処分者(当事者)がラジオカセットレコーダーの修理に使っていたカッターナイフを刃を出した状態で生徒Aの首の近くに向けた。その後、別の生徒Bに対し、手元でカッターを回しながら近づき刃を向けて、話を続けた。なお、両生徒にけがはなかった。

4 再発防止の取組

- (1) 学校において全職員を対象として実施しているコンプライアンス校内研修の実施プログラムの充実を図る。また、若手教員に対して、生徒指導やコミュニケーションスキルの向上に係る研修プログラムの充実を図る。
- (2) 全校の校長がすべての職員に対し、引き続き「不祥事防止のためのセルフチェック」を実施させるとともに、宣誓書により法令や服務規律等を守ることを宣誓させる。
- (3) 児童・生徒を対象に実施している「体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査」の調査票の回収方法を改善し、児童生徒にとって調査票を提出し易い環境を整えることで、より正確な現状把握に努め、今後の取組につなげる。